

ロータシア製薬株式会社の「マヌカジンセン」の広告表示 に対する差止請求(お試し価格表示差止請求事件)

(1) 適格消費者団体による差止請求訴訟とは

差止請求 = 適格消費者団体(内閣総理大臣が認定)が、不当な勧誘や不当な表示などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができる制度

(2) 今回の請求の概要

食生活サポートサプリメント
Manuka Ginseng
マヌカジンセン
~~通常価格 4,020円(税込)~~
無料 + 送料(税込) 300円

初めてのお申し込みの方に限り!
1袋分を無料割引で申し込む
※送料相当300円(税込) 解約保証付

- ・ スタクコースは2回目以降もお得な1袋(6日分)1,980円(税込)!
- ・ スタクコースは、2回目に1袋分を発送した10日後に、2回目として4ヶ月分(合計20袋)を一括して発送いたします。3回目以降は、4ヶ月毎に4ヶ月分(合計20袋)の発送となります。
- ・ 本キャンペーンは、2回目の発送分(合計20袋)の購入をお約束いただくかわりに、1回目に発送する1袋分を無料(別途送料300円(税込)は必要)とするものです。
- ・ 1回目に発送する1袋分については、送料300円(税込)のみご負担いただけます。2回目以降の発送につきましては1回あたり合計39,600円(税込、合計20袋分)をご負担いただけます。
- ・ スタクコースは2回目までの商品(合計21袋)の受領と代金(2回目までの代金合計39,900円(税込))のお支払い完了後は次回配達日の7日前までにお電話いただければ、いつでも解約可能です。

返品・解約等についてはこちら

←の広告が今回差止請求の対象とされているもの。

消費者がみれば

「初回1袋分だけ無料で試してみて、良い商品だと思えば、2回目以降の購入も検討する。」と考えるような「お試し」表示

しかし、実際の契約内容は

初回分を契約した消費者は結局は合計21袋分を3万9600円(税込)で購入することを免れない(初回1袋分だけ試してみるところはそもそもできない。)

→商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示(有利誤認)に該当する。

①主位的請求

対象となる商品を初回1袋分だけ無料(送料別)で購入可能であるかのように示す表示の停止

②予備的請求

対象となる商品が「無料」と表示されているすべての箇所の直前に、「無料」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、さらに20袋3万9600円(税込)で購入が義務付けられ最低支払総額が3万9900円(税込)となることを表示せずに、対象となる商品を初回1袋分だけ無料(送料別)で購入可能であるかのように示す表示の停止

(3) 今回の提訴に至る経緯

「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格よりも低価格で購入できることを強調した広告をSNS等で見た消費者が「お試し」のつもりで注文したところ、実際には4か月以上の継続が条件となっている定期購入だったため、支払総額が高額となったというような「お試し」定期購入に関するトラブルが近年増加している。《国民生活センター「「お試し」のつもりが「定期購入」に!?第2弾—健康食品等のネット通販では、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう—(2017年11月16日公表)等参照》

京都消費者契約ネットワークはこれまでも、お試し価格に関する不当表示の差止請求を行ってきた。しかし、その後も、消費者を誤認させる同種の表示による消費者被害はとどまらず、そのような表示に対する行政処分の執行も機能しているとは言えない状況にある。そこで、適格消費者団体として、事案を検討の上、とりわけ不当性が高いと考えられた本件について差止請求を行うに至った。